

貴自治体名  弥富市

懇談日時  10月22日(木)   午前 ・午後 10時30分～11時30分

懇談会場  図書館会議室  ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2015年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

### [1]1. 介護保険及び高齢者福祉施策 担当課(介護高齢課)電話(0567-65-1111)FAX(0567-67-4011)

- ① 保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。  
( )ない (○)ある→実施年月(2006年12月)2014年度実績( 0 )件( 0 )円
- ② 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。  
( )ない (○)ある→実施年月(2007年10月)2014年度実績( 0 )件( 0 )円
- ③ 特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 ( 374 )人(2015年 8月現在)
- ④ 介護給付費準備基金について  
2013年度末の残高( 48,144)千円  
2014年度末の残高( 82,904)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤ 地域包括支援センター設置数( 1 )箇所 直営( 0 )箇所、委託( 1 )箇所  
職員配置人数( 5.5 )人 正職員( 5.5 )人、非正規職員( 0 )人
- ⑥ 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。  
(○)実施している → 実施年月日(2011年 4月 1日) 2014年度実績( 99 )件  
( )検討中である ( )実施の予定がない
- ⑦ 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。  
(○)実施している → 実施年月日(2011年 4月 1日) 2014年度実績( 131 )件  
( )検討中である ( )実施の予定がない
- ⑧ 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。  
( )実施している → 実施年月日( 年 月 日) 2014年度実績( )件  
( )検討中である (○)実施の予定がない
- ⑨ 配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	最大週7回、毎昼食時
	1日平均利用者数(2014年度)	総延べ食事数(36,435)食÷年間配食日数(362)日 =1日当たり平均(100.6)食
	1食あたりの助成額	379円
	1食あたりの利用者負担額	300円
会食方式	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	福祉センター喫茶室の利用について、1ヶ月あたり5回までの利用分を助成 ふれあい昼食会 年間3回
	月平均利用者数(2014年度)	6,267枚÷12月= 522枚
	1食あたりの助成額	チケット方式で1回当たり200円 ふれあい昼食会 全額
	1食あたりの利用者負担額	チケット助成額(200円)の差額分 ふれあい昼食会 なし

- ⑩ 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
対象事業の名称	① ふれあい収集事業 ② 弥富市ささえあいセンター事業
対象者の要件	①一人暮らしで要介護認定の方や重度障害者の方、前記に準ずる世帯 ② 介護保険法に規定する要介護認定を申請中又は認定を受けた方 身体・知的・精神、それぞれの障害者手帳の交付を受けている方又は交付申請中の方、難病対象疾患を証明する医師の診断書又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
1カ月平均利用者実数(2014年度)	① 9人 ② 17回

- ⑪ 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	( )助成制度がある (○)助成制度はない ( )検討中である
内 容	( )介護保険に上乗せして実施している
	上乗せの助成額
	利用者実数(2014年度)

( )介護保険利用者以外の助成制度がある			
対象者と、その要件			
助成額		利用者実数(2014年度)	

⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

地域での見守り事業として65歳以上の一人暮らし高齢者を対象とした福祉調査を毎年1回(6月)、民生・児童委員を通じて実施している。

⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
	地域巡回バスの名称	きんちゃんバス
	利用料	高齢者( 歳以上)( )円、障がい者( 100 )円 一般( 200 )円、子ども( 7歳 ~ 18歳 )( 100 )円
	その他特記事項	75歳以上高齢者・未就学児(無料)、障がい者同伴介助者(100)円
	2014年度の運行実績	日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)以外 運行
タクシー代助成	実施の有無	( ○ )実施している ( )していない ( )検討中である
		各対象者の要件及び助成内容
	高齢者	
	障がい者	<p>●心身障害者福祉タクシー料金助成事業●</p> <p>【対象者】 身体障がい者手帳 1級~3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障がい者保健福祉手帳1・2級の方 ※施設入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方には交付できません。</p> <p>【交付枚数】 年間48枚</p> <p>【助成額等】 (利用可能枚数) 一般タクシー : 1回の乗車につき、2枚まで リフト付タクシー: 1回の乗車につき、1枚 (助成額) *一般タクシー : 1枚目、基本料金(障がい者割引分を控除した額)及び迎車回送料金 2枚目、基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで *リフト付タクシー : 車椅子1, 500円、ストレッチャー2, 000円</p>
	要介護認定者	<p>【弥富市高齢者等福祉タクシー料金助成事業】</p> <p>(対象者) 市内に住所を有する在宅の方で、介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けた方 (助成内容) チケット(利用券)交付方式 (利用券の交付枚数) 利用券の交付枚数は、年間 24 枚 (助成金の額) 利用券による助成金の額は、基本料金及び迎車回送料金の相当する額とする。</p>
2014年度の助成実績	要介護認定者分 6,431枚(4, 372,260円)	

⑭宅老所・街角サロンなど的高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	( ○ )実施している ( )していない ( )検討中である
実施事業の名称	ふれあいサロン

助成対象	介護事業所等
助成金について	金額( 10,000 )円 → ( )年額 ( )月額 ( )1回のみ
助成箇所数	5ヶ所

⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

- 1) 認定書の発行枚数(2014年度実績)は ( 938 )枚
- 2) 認定書は(  )毎年発行している  
( )1回発行すれば翌年以降も使える
- 3) 介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。  
(  )申請書を送付している → 2014年度( 6 )件  
(  )認定書を送付している → 2014年度( 905 )件  
( )自動的に送付していない。
- 4) 認定書の発行の条件  
( )介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している  
( )介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している  
( )医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している  
( )介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している  
(  )次のような方法で判断している(要介護度及び介護認定時の認定調査票)

⑯介護保険サービス利用人数について ( 1,316 )人(2015年8月現在)

⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について ( 不明 )人( )年 月 現在)

※支給限度額以上の実績利用者

- ⑱施設入所前健康診断費用の助成について ( )助成している (  )助成していない
- ⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について (  )助成している ( )助成していない
- ⑳介護保険における通院時の院内介助について ( )認めている (  )認めていない
- ㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について ( )認めている (  )認めていない

2. 生活保護

担当課(福祉課)電話(0567-65-1111)FAX(0567-67-4011)

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2014年度相談件数 (100)件、申請件数 (40)件、そのうち保護開始件数 (35)件

②2015年4月1日時点の受給世帯数と人数 (178)世帯 (254)人

※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2014年4月1日現在	3人	年 4カ月	0人	62世帯	87人
2015年4月1日現在	3人	年 8カ月	0人	59世帯	85人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか ( )ある (  )ない

「ある」場合 配置している人数( )人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月( )年( )月

その職員が担当している業務( )

「ない」場合 今後の計画は(  )ない ( )ある ( )検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数( )年 月)( )人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

(  )自立相談支援事業 ( )直営 (  )委託 → 委託先(弥富市社会福祉協議会)

(  )住宅確保給付金の支給 ( )直営 (  )委託 → 委託先(弥富市社会福祉協議会)

※受付のみ

( )就労準備支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )一時生活支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )家計相談支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )学習支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

- ( )その他(記述: )
- 2) 就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ( 0 )カ所
- 3) 基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置を利用者に周知しましたか。  
 (  )実施した ( )していない  
 実施した場合の周知方法(経過措置該当者へ文書を送付し、周知した。 )

**3. 税の滞納について** 担当課(収納課)電話(65-1111)FAX(67-4011)

- ①滞納整理マニュアルはありますか ( )ある (  )ない
- ②2015年3月31日現在の滞納者の件数  
 市(町村)県民税 ( )件中 ( 1,322 )件  
 国民健康保険税 ( )件中 ( 1,131 )件  
 固定資産税 ( )件中 ( 490 )件
- ③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2014年度)  
 1) 徴収の猶予について 申請件数( 0 )件 許可件数( 0 )件  
 2) 換価の猶予の適用件数( - )件  
 3) 滞納処分の停止の適用件数( 69 )件
- ④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年度内に引き継いだ件数)( 95 )件
- ⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

納税相談等に応じず、自主的納付による完納が見込まれない場合

- ⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか  
 (  )引き継ぐ ( )引き継がない

**4. 国民健康保険** 担当課(保険年金課)電話(0567-65-1111内線126)FAX(0567-67-4011)

- ①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2013年度	2014年度	2015年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (6.9)%	× (6.9)%	× (6.9)%
	資産割	固定資産税額	× (20.0)%	× (20.0)%	× (20.0)%
	均等割	加入者1人につき	29,000円	29,000円	29,000円
	平等割	1世帯につき	28,000円	28,000円	28,000円
1人当たり調定額(平均保険料)			87,379円	87,228円	89,789円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			8,225円	8,436円	8,643円

※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

- ②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
① 現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	95,600円	178,400円	250,600円
	介護分	19,500円	37,500円	53,500円
	後期高齢者支援分	32,500円	61,900円	87,500円
② 65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	93,800円	157,600円	208,600円
	後期高齢者支援分	31,100円	53,500円	71,500円
③ 65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	85,600円	136,600円	187,600円
	後期高齢者支援分	27,500円	45,500円	63,500円

- ③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

申請前3月における合計収入金額の平均から勤労収入額の1割(月額13,400円を限度とする。)を控除した額が生活保護法による保護基準に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費の100分の110以下と認められかつ生活費に処分できる財産がないもの所得割額・均等割額・平等割額の100分の50に相当する額

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

前年中の世帯の合計所得金額が362万以下のもので、世帯の当該年中の合計所得金額の減少見込が10分の5以上のもの

前年中の世帯の合計収入が520万以下で申請月3月の合計収入金額の平均金額が生活保護基準の100分の130以下のもの

双方を比較して、減免額の大きい方を採用する。

④資格証明書 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 資格証明書は交付していますか。 (○) 交付していない ( ) 交付している → ( ) 世帯

2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

( ) 必ず面談している ( ) 面談がなくても交付する場合がある ( ) その他

3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数

世帯数( ) 世帯 内、乳幼児( ) 人、小学生( ) 人、中学生( ) 人、高校生世代( ) 人

上記のうち、6か月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数

世帯数( ) 世帯 内、乳幼児( ) 人、小学生( ) 人、中学生( ) 人、高校生世代( ) 人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

( ) 国の基準どおり実施している

( ) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

( ) 高校生世代以下の子どもがいる世帯

( ) 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

( ) 病弱者のいる世帯

( ) 次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

⑤短期保険証 ※2015年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1か月以内( ) 人 ・2か月( ) 人 ・3か月( ) 人 ・4か月( ) 人

・5か月( ) 人 ・6か月( 515 ) 人 ・1年( ) 人 ・その他( ) 人

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

過年度分に滞納のある世帯

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○) 通常の保険証と同じ

( ) 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど( )

⑥保険料(税)滞納者への差押えについて(2014年度)

1) 差し押さえの基準(自主的納付による完納が見込めない場合等) ( )

2) 分納者への対応 ( )

3) 予告通知書の発行( ) 件

4) 差押え件数 不動産( ) 件 預貯金( ) 件 生命保険( ) 件(内学資保険( ) 件)

その他( ) 件( )

5) 競売などによる現金化 ( ) 件 ( ) 円

⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2015年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ( 0 )人
- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ( 29 )人
- 3) その他

⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。  
(○)実施している ( )検討中である ( )実施の予定がない
- 2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。  
(○)設けている ( )検討中である ( )設けていない
- 3) 2014年度の減免件数 ( 0 )件 減免金額 ( )円

⑨高額療養費について

- ( )自動払いしている (○)申請書を送付している ( )通知ハガキのみ送付している

⑩国保運営協議会について

- 1) 運営協議会の公開 (○)公開していない ( )公開している
- 2) 運営協議会委員の公募枠 (○)ない ( )ある → ( )人

**5. 高齢者医療など 担当課(保険年金課)電話(0567-65-1111 内線126)FAX(0567-67-4011)**

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

- (○)対象にしている ( )縮小して対象にしている ( )県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

自立支援医療を受けている方の該当医療機関に受診した通院医療及び精神病床に入院している方の入院医療(精神疾患のみ、保険適用の自己負担分を助成)  
精神障害保健福祉手帳1級2級をお持ちの方の精神疾患以外の医療費(保険適用の自己負担分を助成)

③2015年8月1日現在の対象者

- 後期高齢者医療被保険者 ( 4,988 )人  
後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 ( 747 )人  
内 ひとり暮らし非課税者( 35 )人  
    その他の県基準を上回る市町村独自対象者( 39 )人

④後期高齢者医療について

- 保険料滞納者数( 7 )人 短期保険証発行人数( 3 )人  
差し押さえ(2014年度)件数( 0 )件、金額( 0 )円

**6. 子育て支援策 担当課(保険年金課 学校教育課 児童課)電話(0567-65-1111)FAX(0567-67-4011)**

※2015年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

小学生及び中学校修了前の児童の通院医療(保険適用分の自己負担を現物給付)

②就学援助

- 1) 保護者への広報はどのようにしていますか。  
( )入学説明会 (○)入学式 (○)始業式 (○)ホームページ (○)市広報  
( )その他( )
- 2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( 1.2 )倍

そのほか・生活保護法第6条第2項の規定による要保護者・生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

弥富市税条例第26条に基づく市民税の非課税、第49条に基づく市民税の減免・愛知県税条例第42条の40に基づく個人事業税の減免・弥富市税条例第65条に基づく固定資産税の減免・国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金保険料の減免・弥富市国民健康保険税条例第23条の3に基づく国民健康保険税の減免・児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給・生活福祉資金貸付制度による貸付・保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

3) 生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

( ) 就学援助認定基準を引き上げた → 【2014年度 倍 → 2015年度 倍】

(○) 何もしていない

( ) その他(下欄にご記入ください)

4) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( 1, 648, 000 )円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( 2, 701, 000 )円

5) 申請書の受付先 ( ) 市町村窓口 ( ) 学校 (○) 市町村窓口と学校のどちらも可

6) 民生委員の証明は必要ですか ( ) 必要である (○) 必要ない

7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2014年度	2015年度
受給者数	277人	283人
受給割合	7.3%	7.5%
支給額	21,812,720円	23,057,000円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2015年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 ( ) 現物支給 (○) 償還払い ( ) その他

9) 就学援助の項目について

(○) 学用品費 ( ) 体育実技用具費 ( ) 入学準備金 (○) 通学用品費 ( ) 通学費

(○) 修学旅行費 ( ) クラブ活動費 (○) 生徒会費 (○) PTA会費 (○) 給食費

(○) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○) 校外活動費(宿泊を伴うもの) ( ~~) 医療費~~

( ~~) 日本スポーツ振興センター掛け金 ( ) めがね・コンタクトレンズ ( ~~) 卒業記念品~~~~

( ) その他( 新入学学用品 )

※ ~~)~~は全額公費負担

③ 学校給食について(2015年度)

1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べていますか。

(○) 食べられている ( ) 未納者には給食支給を停止している ( ) その他

給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

給食費等未納がある児童・生徒の父兄には就学援助を進めている。

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

特になし

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	8校	校	8校	校	校	260円
中学校	3校	校	3校	校	校	300円

④ 児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2014年度)

1) 件数( 44 )件 対応職員( 3 )人、うち専門職( 2 )人

2) 専門職の職種について ( ) 児童福祉司 ( ) 社会福祉士 ( ) 臨床心理士 ( ) 保健師

( ) 保育士 ( ) 教員 ( 2 ) その他(家庭相談員・学校教育課)

3) 現状に対する課題

死亡などの重篤な虐待事例を出さないよう予防・見守り・危機介入に努めている。

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

乳児家庭全戸訪問事業による養育環境の把握をはじめ、要保護児童対策地域協議会で月1回開催する実務者会議において、関係機関(児童課、福祉課、健康推進課、学校教育課、保育所、海部児童相談センター)による情報交換を行い対応を協議している。  
また、児童虐待防止推進月間である11月に、県が配布する啓発資材や市広報紙等を活用してPR活動を行っている。  
児童の生活状況等を日頃より観察し、早期発見に努めるよう教職員に指導(学校教育課)

⑤児童のいじめに対する対応策はどのようにしていますか。

スクールカウンセラーを各校に1名配置している。  
教育委員会に直通電話による相談窓口を設けている。ホームページに関係機関の紹介を掲載  
教員研修の実施

⑥保育について

- 1) 育休取得の場合、上の子の保育利用について  
( 0歳～2歳児 ) 取り消し(育休退園) ( 3歳児以上 ) そのまま通園  
( ) その他[ ]
- 2) 短時間認定、標準時間認定に関わって中途変更や現場の混乱はありますか。  
( ) ある ( ○ ) ない

7. 障害者施策

担当課(福祉課) 電話(0567-65-1111) FAX(0567-67-4011)

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点) 8月利用分は未確定のため、7月利用分とする。  
最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	20	100	127.5	17
重度訪問介護	0	100	0	0
行動援護	0	100	0	0
同行援護	2	100	3	3

②地域生活支援事業の移動支援 8月利用分は未確定のため、7月利用分とする。  
支給者数( 14 )人 最多支給時間数( 19.5 )時間 平均支給時間数( 7.5 )時間

③訪問系サービスの支給基準 ( ○ ) あり ( ) なし

④計画相談支援の8月利用実績 ( 24 )人 8月利用分は未確定のため、7月利用分とする。

2014年度中に完全実施 ( ) した ( ○ ) できていない

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

Blank box for notes regarding plan consultation support implementation issues.

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数( 9 )人(平成27年 7月 1日現在)  
対昨年同月比( 225 )%

2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について  
平均何時間支給していますか( 44 )時間

⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数( 10 )人(平成27年 7月 1日現在)  
訓練等給付支給決定者数( 3 )人(平成27年 7月 1日現在)

⑦通院時の院内介助について ( ) 認めている ( ○ ) 認めていない

※「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」(平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて(障障発第0425001号



平成 20 年 4 月 25 日)3-(4)-ア)

⑧入院時のヘルパー派遣について ( )認めている (○)認めていない

※障害者総合支援法 第7条により認めていない。

9. 健診事業

担当課(健康推進課)電話(0567-65-1111)FAX(0567-65-4300)

※2015年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		前年度 受診率	
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診		
特定健診		個別・集団	40～69 歳 1000 円 70 歳以上 無料	可・不可	40～69 歳 500 円 70 歳以上 無料	可・不可	41.7%	
がん 検診	胃がん	個別・集団	40～69 歳 2800 円 70 歳以上 1400 円	可・不可	40～69 歳 1200 円 70 歳以上 600 円	可・不可	13.9%	
	大腸がん	個別・集団	40～69 歳 700 円 70 歳以上 400 円	可・不可	40～69 歳 300 円 70 歳以上 200 円	可・不可	24.8%	
	肺がん	個別・集団	40～69 歳 1100 円(喀 痰検査含 1700 円) 70 歳以上 600 円(喀 痰検査含 900 円)	可・不可	40～69 歳 600 円 70 歳以上 300 円	可・不可	21.9%	
	子宮がん	個別・集団	20～69 歳 1100 円(体 部含 1900 円) 70 歳以上 600 円(体 部含 1000 円)	可・不可	20～69 歳 600 円 70 歳以上 300 円	可・不可	22.3%	
	乳がん	超音波	個別・集団	30～69 歳 1300 円 70 歳以上 700 円	可・不可	※	※	※
		マンモグラフィー	個別・集団	30～69 歳 1500 円 70 歳以上 800 円	可・不可	30～69 歳 1200 円 70 歳以上 600 円	可・不可	24.5%
	前立腺がん		個別・集団	50～69 歳 1000 円 70 歳以上 500 円	可・不可	50～69 歳 500 円 70 歳以上 300 円	可・不可	22.0%
歯周疾患		個別・集団	※	可・不可	※	※	歯周炎 及び歯 周疾患	

						1.4%
--	--	--	--	--	--	------

- ②乳がん検診(マンモグラフィ)時の視触診について  
実施している 実施していない
- ③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について  
実施している → 健診内容 特定健診と同じ 特定健診とは異なる  
実施していない
- ④歯周疾患検診の対象年齢・回数  
節目年齢に限定せず毎年受けられる 40・50・60・70歳の年に受けられる  
その他(妊娠中の方 )

**【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。**

※2014年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日

**【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。**

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書
- ③アンケート【1】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【1】1の⑮の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」
- ⑥就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です) 添付あり
- ⑦国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2014年度)
- ⑧国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ⑨アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2014年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました